



令和6年6月18日

報道機関各位

令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 (普通徴収分)の重複送付について

令和6年度市民税・県民税・森林環境税に係る更正・異動分の納税通知書(普通徴収分)の送付を令和6年6月14日付で行いましたが、更正・異動が発生していない方にも、6月3日の当初課税分で送付したものと同一内容の納税通知書を重複で送付した事案が発生しました。

対象者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことがないよう対策を徹底し、再発防止に努めてまいります。

●概要

当初課税後に所得申告や税額更正、特別徴収から普通徴収への切替を行った納税義務者に対し、令和6年6月14日付にて、令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書(普通徴収分)の更正・異動分として1,227通を郵送しましたが、そのうち421名に対して、更正・異動が無いにもかかわらず、6月3日付の当初課税時に発送したものと同一内容の納税通知書を送付していました。

●原因

納税通知書の発送前の確認不足による誤りです。

●一次対応

6月17～18日に市へ問合せがあった方及び、市が連絡先電話番号の情報を保有している方のうち、計171名(6/18 16時時点)にお詫びと、今後の対応について連絡を行いました。なお、未連絡の方には引き続き連絡をいたします。

●今後の対応

対象者全員にお詫び文と、誤って重複送付した納税通知書を返送していただくための返信用封筒を郵送いたします。

●対象者への依頼内容

6月14日付の納税通知書の破棄又は、御協力いただける範囲で返信用封筒による返送を依頼しました。また、既に納付された方には、重複で納付いたかないようお願いをしました。

本件に関する問合せ先

上田市財政部：税務課

課長 林 英夫 (担当者 係長 鈴木 貴久)

TEL：0268-23-5115